

（第 1 章から第 2 章まで省略）

第 3 章 事業所における公害の防止

（第 1 節省略）

第 2 節 水質の汚濁の防止

（第 34 条第 1 項から第 34 条第 2 項まで省略）

3 条例第 28 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、**大腸菌数**、外観及び臭気とする。

（第 35 条から第 88 条まで省略）

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの(**建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律**(平成 27 年法律第 53 号)第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)とする。

（第 35 条から第 90 条の 1 まで省略）

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物(**建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律**第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)とする。

（第 90 条の 2 第 2 項から別表第 10 まで省略）

別表第 11

物質の種類	許容限度
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.2

（第 1 章から第 2 章まで省略）

第 3 章 事業所における公害の防止

（第 1 節省略）

第 2 節 水質の汚濁の防止

（第 34 条第 1 項から第 34 条第 2 項まで省略）

3 条例第 28 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める項目は、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、**大腸菌群数**、外観及び臭気とする。

（第 35 条から第 88 条まで省略）

第 8 章の 2 建築物の建築に係る環境への負荷の低減

第 88 条の 2 条例第 141 条の 4 第 1 項に規定する規則で定める要件は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が 2,000 平方メートル以上であるもの(**建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**(平成 27 年法律第 53 号)第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)とする。

（第 35 条から第 90 条の 1 まで省略）

第 90 条の 2 条例第 146 条の 2 に規定する規則で定める建築物は、床面積(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分の床面積)の合計が 2,000 平方メートル以上である建築物(**建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律**第 18 条第 3 号に規定する建築物を除く。)とする。

（第 90 条の 2 第 2 項から別表第 10 まで省略）

別表第 11

物質の種類	許容限度
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5

（別表第 12 の 1 省略）

別表第 12 の 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキササン抽出物質含有量、**大腸菌数**、外観及び臭気の許容限度

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
大腸菌数 (単位 CFU / ml)	800	800

（備考 1 から 5 まで省略）

6 大腸菌数の単位の「CFU」とは、コロニー形成単位 (Colony Forming Unit) をいう。

（別表第 13 から別表第 14 まで省略）

別表第 15

地下浸透禁止物質 の種類	基準値
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.02

（以下省略）

（別表第 12 の 1 省略）

別表第 12 の 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキササン抽出物質含有量、**大腸菌群数**、外観及び臭気の許容限度

区分 項目	新設の場合	新設以外の場合
大腸菌群数 (単位 個 / cm³)	3,000	3,000

（備考 1 から 5 まで省略）

(新規)

（別表第 13 から別表第 14 まで省略）

別表第 15

地下浸透禁止物質 の種類	基準値
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05

（以下省略）